



第25回税制審議会ですいただいた 意見への対応について

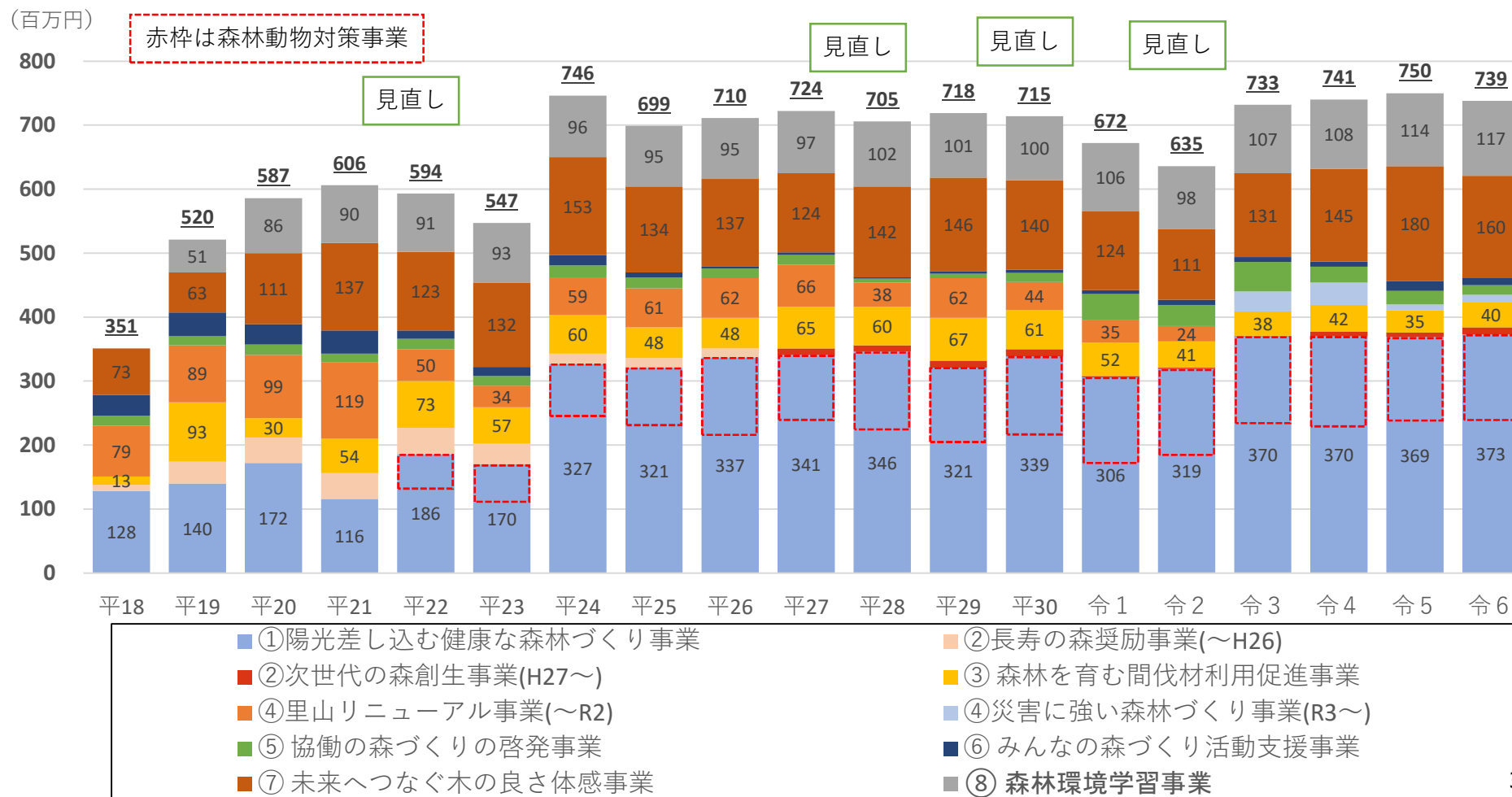
滋賀県琵琶湖環境部森林政策課

前回委員から頂いた主な意見について

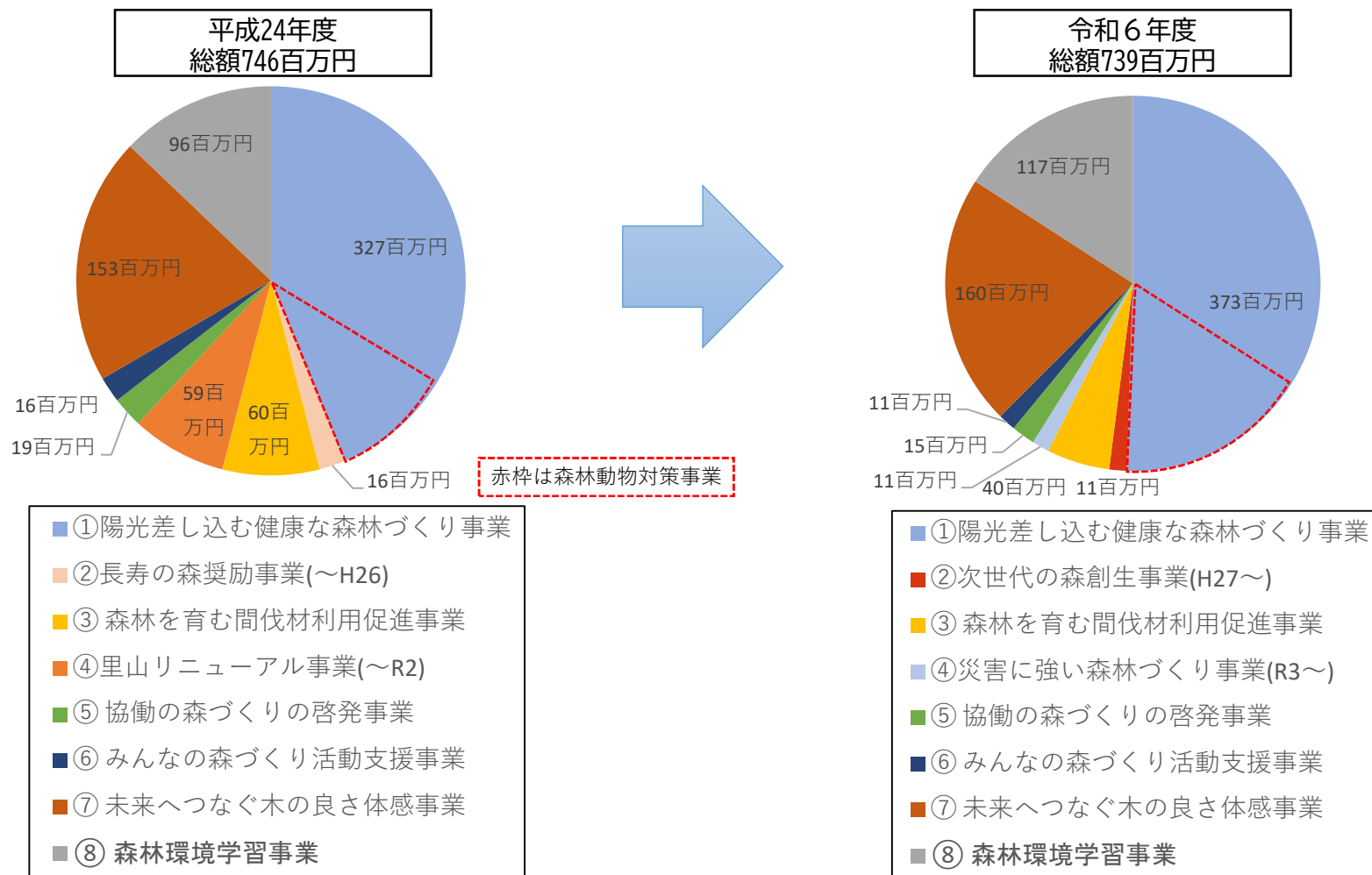
意見	ページ
県民税の導入以来、税収の使途のウエイトづけが、どのように変化してきているのか。	3
動物対策について、他の府県は取り組んでいないのか、一般財源で対策しているのか。 農水省など他の予算との関係性、役割分担はどうなっているか。	5
シカ対策等の取り組みが、森林県民税を用いた税収の使途としてふさわしいか。 導入時には必要性についてどのような判断があったのか。 他の財源を充てていたところが振り替えられたのか。	7
環境教育は極めて間接的なものである。お金があるからやっていたとすると、個人800円は高い。税額を見直すとすれば、環境教育が見直していく対象になるのではないか。	9
動物対策や環境教育については、法人企業にとって何が受益なのかということについては少し丁寧な説明が必要である。	12

使途の構成の変化について

- 毎年度、事業実施者からヒアリングを行い、必要事業量を把握しつつ、優先順位をつけて事業費を配分。
- 顕在化してきた新たな課題への対応については、県民税の見直しのタイミング等で、懇話会、審議会、タウンミーティングなどでの議論を経て新規事業化。（ex. シカ対策H22～、災害に強い森林づくりR3～）
- 県民税を導入した際の哲学を踏まえ、事業の必要性や効果性、公益性が説明できると判断される事業の新設・拡充については、事業実施者からの意見や森林審議会での議論を踏まえ適時事業化。（ex. 木育の推進R2～、全国植樹祭R1～R4）



- 変化を分かりやすくするため、総額が現行の規模になったH24と直近のR6を抜き出して比較。
- 譲与税の創設や社会情勢の変化により、②長寿の森事業を②次世代の森事業に、④里山リニューアル事業を④災害に強い森林づくり事業に組み替えている。
- H22より実施しているシカ対策は、下層植生への被害が顕著であり捕獲を着実に進める必要性から金額が増えている。
- 木材利用は、木育の推進が加わったこともあり増えている。
- 森林環境学習は、物価高による増はあるが、事業規模は変わっていない。



ニホンジカ対策について

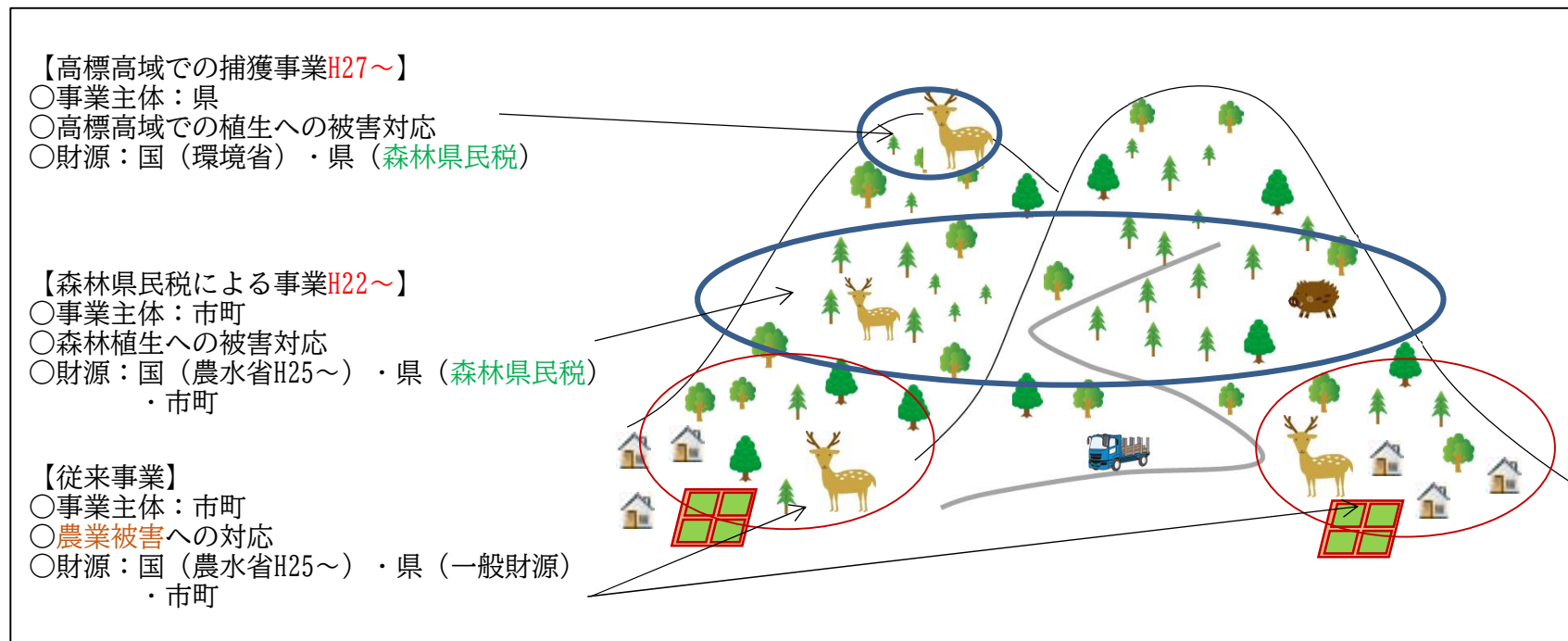
他の府県は、一般財源等で対策しているのか。
滋賀県は、農水省等の予算とどのように役割分担しているのか。

- 捕獲事業は、基本的に農業被害対策として市町村が実施。
- 本県でも近隣府県でも、各市町村は、国の交付金を活用しており、国、県、市町村の3者で費用負担している場合が多い。
- 国・・・農水省の交付金（定額補助）（鳥獣被害防止対策総合交付金、H25～）
- 県・・・滋賀・岐阜は一部に森林県民税を活用。

その他近畿府県は一般財源を活用。

- 琵琶湖を抱える本県においては、森林の下層植生被害が水源涵養機能をはじめとした公益的な機能に及ぼす影響が他府県に比べ大きい¹ため、森林域での捕獲について森林県民税を活用。
- ほかに環境省予算を活用しているが、県が事業主体となる捕獲のみが対象。県が実施する高標高域（伊吹山等の森林域）での捕獲について、環境省予算を活用し、県負担分に森林県民税を活用している。

滋賀県におけるシカ捕獲事業 役割分担イメージ



【滋賀県】 従来事業（農業被害対策）＋森林県民税事業（森林被害対策）により実施（高標高域は僅少のため省略）

従来事業（農業被害対策）	国7千円*	市町6千円	県6.5千円（一般財源）
+	*捕獲個体を埋設処理した場合		
県民税事業（森林被害対策）	国7千円	市町2千円	県10.5千円（森林県民税）
総額19.5千円/頭			

【その他近畿府県】 従来事業（農業被害対策）のみで実施

従来事業（農業被害対策）のみ	国7千円	市町	県（一般財源）
※金額は県、市町村によりまちまち			

ニホンジカ対策について

滋賀県で森林県民税を充てているのは、使途としてふさわしいのか。
導入時はどのような判断があったのか。
他の財源の振替だったのかどうか。

- 導入当時は、捕獲に対する国の補助はなく、県の単独補助金（農業被害対策）のみであり、捕獲数は不十分。
- シカの生息数増加に伴って、森林被害が深刻化している状況であった。
- 平成22年の使途の検討において、「特に下層植生の消失による土砂流出、生態系の破壊を防ぎ、森林の持つ多面的機能の保全を図る」ことが必要として、従来の枠組み（農業被害対策）に追加して、新たに行う森林被害対策として補助することは適当であるとの検討結果を踏まえて導入された。
- 森林審議会において、森林県民税を導入した際の哲学のうち、「環境を重視した森林づくり」、「効果が広く県民に及び公共性、公益性が高い」「木材生産を目的とした従来事業ではないこと」を満たしていると判断されている。
- 従来の枠組みは縮小させておらず、新たな森林被害対策として導入しており、他の財源からの振替は行っていない。

<参考>シカが森林に及ぼす影響について

- シカが増えすぎると、伊吹山の事例もあるように、森林の下層植生（下草）を食いつくしてしまうことで、森林の土壌流出の発生や、水源かん養機能の低下を引き起こすため、問題となっている。
- 増えすぎたシカの数減らし、下層植生を維持することにより、森林の持つ水源涵養機能の低下を防ぎ、土砂流出による災害を防止する効果がある。
- また、シカが好む植物が衰退し、シカが好まない数種の植物のみが残ることで、森林の生態系が単純化するなどの問題も起こっている。



伊吹山の植生変化、土壌流出の状況

森林環境教育について

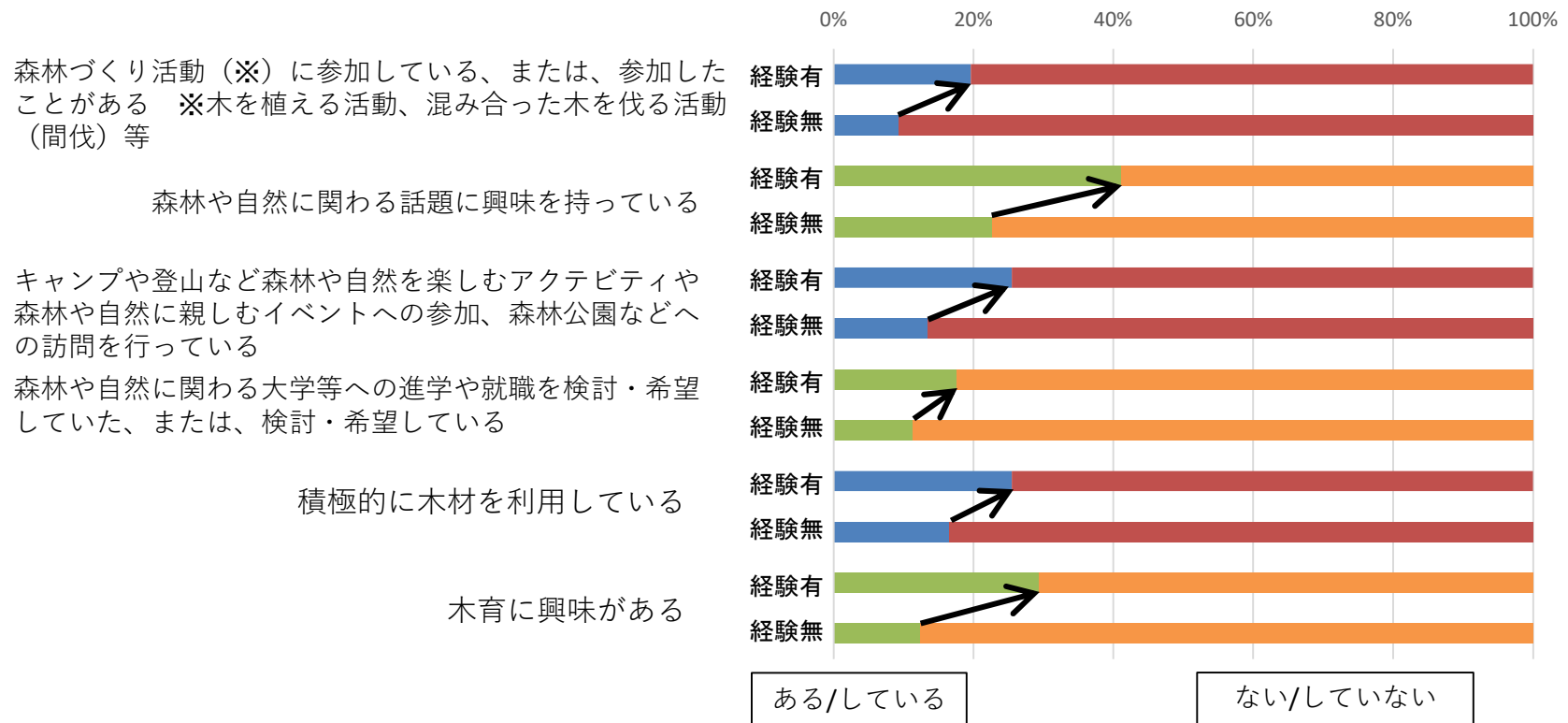
環境教育は効果が間接的で、お金があるからやっていたという印象がある。減額の議論があった場合には、環境教育が見直し対象になるのではないか。

- 森林環境学習「やまのこ」は、本格実施は平成20年度からであるが、平成18年度の琵琶湖森林づくり事業創設時より事業メニューとして構想していたもの。
- 滋賀県では、昭和58年度より、県内全ての小学5年生を対象とした「びわこフローティングスクール」を実施。学習船「うみのこ」に乗船し琵琶湖や環境について学習している。
- その1年前の全小学4年生を対象とし、琵琶湖の源流域である森林の大切さについて学ぶことで「うみのこ」での学習につなげる事業として、「やまのこ」はスタートした。
- 教育委員会と連携し、授業の一環として県内全ての小学4年生に森林環境学習を体系的に実施する体制を構築しており、単発的な森林学習とは一線を画す、県として重要な事業であると認識している。
- 県民の暮らしに様々な恵みをもたらす森林の大切さを学習することで、森林への理解を持った人材を世に送り出すことになり、そういった人材が森林づくりに携わり、または森林づくりを応援することになる。健全な森林づくりにとってこうした人づくりは欠かせない事業である。

森林環境学習「やまのこ」事業の効果検証

やまのこ体験有無と森林との関わり

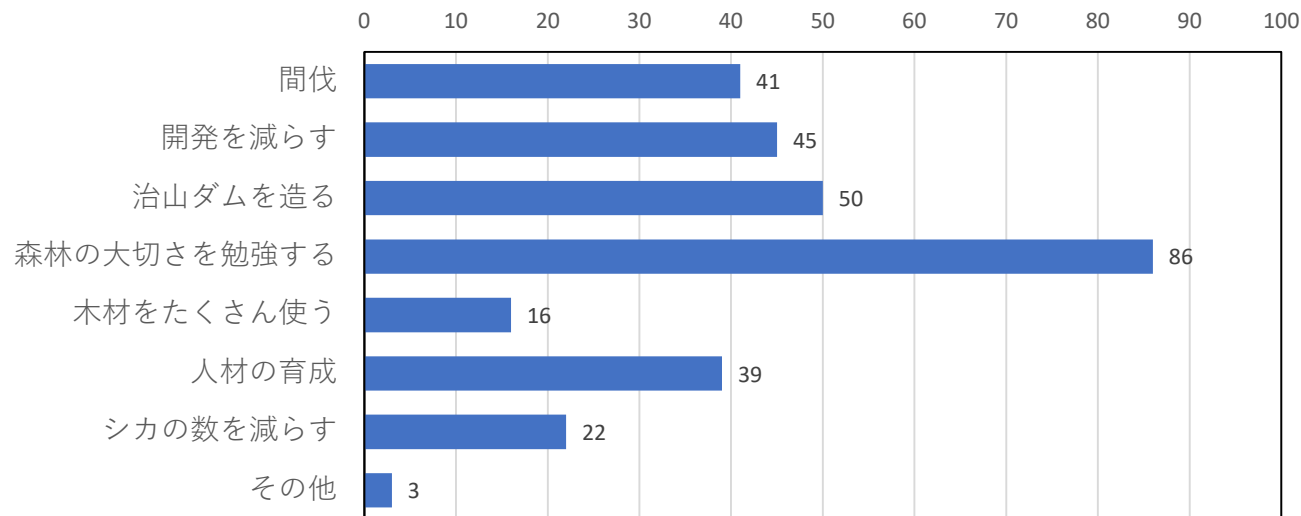
上段: 経験有 下段: 経験無 N=148人



- ・ 県内18～29歳へのWebアンケートでは、やまのこを「体験した」と答えた回答群の方が森林との関わりが深い結果となるなど、次代の森林を支える人づくりに寄与

「やまのこ」実施後の子どもへのアンケート結果

特に大事だと思う取組は？（複数回答）



- ・子どもへのアンケート結果では、「森林の大切さを勉強する」ことが特に大事な取組だと答えた子どもが多く、「やまのこ」の実施により、森林について知り、関わることの重要性を伝えることができている。

事業実施にかかる受益について

法人に対してはどのような受益があるのか

- 本県の森林は、琵琶湖の清らかな水を育み、県土を保全し、多様な動植物の生息の場となり、人々に安らぎや癒しを与えるとともに、地球の温暖化を防ぎ、良質な木材をはじめとする林産物を生み出すなどの様々な恵みも与えてくれる。
- こうした森林の恵みを享受するのは、人も法人も同じ。
- 例えば、渇水を原因とした取水制限や、洪水を原因とした浸水や交通網の遮断、土砂災害等があれば、個人の暮らしだけでなく、法人の企業活動も影響を受けることになる。
- 前述のとおり、シカ対策は主に土壤保全を通じて、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるための施策であり、法人にも受益があると考える。
- また、森林環境学習は、森林の重要性への理解を深めることを通じて、将来の健全な森林づくりの担い手の基盤となる人材を育成する施策であり、法人への直接的な受益は見えにくいが、負担と受益については県民税事業全体で捉えた中で説明できるよう考えている。